平成２６年（フ）第９８号
埼玉県久喜市栗橋東４丁目３番45―１号
破産者　栗原　　充
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
さいたま市岩槻区大字南辻98番地３
破産者　金井　勝彦
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針１丁目79番地16
破産者　塚谷　佑三
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７５号
川崎市多摩区登戸2645番地10　メゾンカメリア103、前住所川崎市多摩区登戸2130番地２アトラスタワー向ヶ丘遊園1310
破産者　金子　　肇
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
川崎市幸区戸手本町１丁目123番地12　ドルフ５―201、前住所川崎市幸区鹿島田２丁目10番46号
破産者　水野　渥美
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
神奈川県座間市緑ヶ丘６―16―15　シーバスハイム101号、開始決定時の住所福岡県福津市花見が浜１―６―７―203、住民票上の住所神奈川県海老名市上今泉５丁目11番１号
破産者　熱田　民生
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２号
長野県小県郡青木村大字田沢1944番地
破産者　嶋形　好子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６９６号
静岡県富士市依田橋町４番30号
破産者　相澤　範行
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０７号
愛知県清須市西枇杷島町押花62番地　シンプルライフ201、従前の住所名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町202号
破産者　山藤　　睦
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅11棟804号
破産者　梅木　廣文
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１７号
愛知県東海市加木屋町北鹿持29番地の29
破産者　中村　和則
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
京都府京丹後市峰山町二箇15番地
破産者　中島製作所こと　中島　政行
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第８号
香川県観音寺市中田井町628番地
破産者　須賀美惠子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第９９号
福岡市博多区住吉５丁目12―３エクラン住吉201、住民票上の住所熊本市東区保田窪３丁目15番７―302号
破産者　高崎　忠富
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
北海道旭川市４条通20丁目1720番地の15　和光ハイツ５号室
破産者　楡井　英二
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
青森県八戸市江陽２丁目７番12号
破産者　清水　正樹
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
盛岡市厨川２丁目29番７―401号
破産者　中村　　稔
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３号
宮城県石巻市渡波字念仏壇21番地５、前住所宮城県石巻市流留字七勺９番地１　市営住宅１―22号
破産者　奥田　慶記
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係